

令和 8 年度 香美市役所西庁舎文書及び書架等移転委託業務 特記仕様書

- 1 業務の名称 令和 8 年度 香美市役所西庁舎文書及び書架等移転委託業務
- 2 委託期間 契約日から令和 8 年 12 月 25 日まで
- 3 移転実施日 移転実施日は、香美市役所西庁舎の外構工事の完了日以降において、委託期間内の 3 日間程度を予定しており、発注者と協議のうえ決定するものとする。なお、業務の都合により、休日（土日祝日等）に実施とする場合がある。
- 4 業務場所 (移転元) (旧) 香美市立繁藤小・中学校
香美市土佐山田町繁藤 2091 番地
(移転先) 香美市役所西庁舎 (R8.9 月末外構工事完了予定)
香美市土佐山田町宝町 2-3-3
- 5 業務内容 (旧) 香美市立繁藤小・中学校から香美市役所西庁舎への文書・書架等の移転、移動及び設置業務
 - (1) 特記事項
 - (2) 業務場所の地図
 - (3) 参考資料
 - ・ 文書及び書架等移転・移動数量一覧表
 - ・ (旧) 香美市立繁藤小・中学校平面図
 - ・ 香美市役所西庁舎平面図
 - ・ 香美市役所西庁舎書架配置・配分表

5- (1) 特記事項

I 一般事項

- ① 本業務は本書に基づき実施するものとし、本書に記載なき事項で本業務遂行上軽微なものについては、調査職員の指示により契約金額の範囲内で業務を遂行すること。
- ② 本業務の遂行によって知り得た事項については第三者に一切漏らさないこと。
- ③ 本業務の遂行にあたっては、関係諸法令、条例、規則及び関係通知等を遵守すること。
- ④ 移転する文書及び書架の移転先への配置については、各配置・配分表を参考とし、調査職員の指示によること。

Ⅱ 業務委託内容

- ① 文書及び書架等を指定場所へ移転、移動及び設置する。数量については配布資料から若干の変更（一割程度）が予測されるが、契約金額の範囲内にて対応すること。
- ② 移転元・移転先の物量及び周辺状況を事前に確認すること（文書及び書架等）。
- ③ 移転・移動に関する安全な搬出入経路、庁舎内の運搬経路（道路）を事前に確認すること。
- ④ 移転先の搬入経路については、損傷のおそれがある部分に養生を施すこと。また、作業後は養生資材を撤去・回収し、清掃を行うこと。
- ⑤ 本業務で生じた建物・施設の傷・破損・汚れ等は、受託業者の責任において復旧すること。
- ⑥ 本業務で発生した残材は適正に廃棄処理を行うこと。
- ⑦ 金具で固定されている書架については、移設後も同様に固定すること。
- ⑧ 移転元はエレベータが未設置であるため、階段により運搬すること。
- ⑨ 移転先はエレベータが設置されているが、積載不可能な書架等は階段により運搬すること。

Ⅲ その他

- ① 本業務遂行にあたり、作業中の事故防止を計るため、労働安全衛生規則及び関連法令に従い、十分な安全対策をすること。
- ② 事故に対応できる保険に加入していること。
- ③ 運送中の交通事故、器物破損事故、貴重品破損事故、労働災害事故等が万一発生した場合は、受託業者の責任において解決すること。
- ④ 本書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、協議・調整のうえ決定するものとする。

- 6 打合せ会の開催 運搬方法等について、市担当者との事前打合せを行うこと。
開催日については必要に応じて調整のうえ随時開催する。